

山梨県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。）において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象施設及び設備)

第3条 本補助金の補助対象は、新型インフルエンザ等患者を入院させる医療機関（以下、新型インフルエンザ等患者入院医療機関）については「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」（令和2年4月1日付け健発0401第11号厚生労働省健康局長通知別紙）第3. 整備対象施設及び設備に定めるとおりする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設整備事業

ア 第1表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を選定する。

イ アにより選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 設備整備事業

ア 第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とす

る。

(交付申請)

第5条 新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 施設整備事業と設備整備事業の間での経費の配分の変更は認めない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設整備事業の場合)

- ア 建物の設置場所
- イ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)
- ウ 病床数

(設備整備事業の場合)

- ア 品目又はその数量(事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)
 - イ 病床数
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月5日現在における事業遂行状況を事業遂行状況報告書(様式第4号)により毎年度2月15日までに知事に報告しなければならない。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (7) 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (8) 知事は第6項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 補助事業者は事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (14) 事業を行うため建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (15) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の県補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第7条 事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日(前条第3項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日から1箇月を経過した日)又は補助金の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の交付)

第8条 この補助金の交付は、事業完了後清算払いとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成20年12月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、令和2年2月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

第1表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次の（１）及び（２）により算出された額の合計額</p> <p>（１）新設、増設及び改築 別表 1 の基準単価×15.0 m²×知事が必要と認めた病床数</p> <p>（２）改造及び補修 知事が必要と認めた額</p>	<p>新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造又は補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする、ただし、改造及び補修を除く。）</p>	<p>10分の10</p>

別表 1

基準単価表[1 m²当たり]

(単位：円)

鉄 筋		ブ ロ ッ ク	
新 設 (増設を含む)	改 築	新 設 (増設を含む)	改 築
180,200	176,300	157,300	153,300

第2表

1 種類	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
初度設備費	次により算出された額 $133,000 \text{ 円} \times \text{知事が必要と認めた病床数}$	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	10分の10
その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $\text{知事が必要と認めた額} \times \text{台数}$ (2) 個人防護具 $3,600 \text{ 円} \times \text{知事が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,320,000 \text{ 円} \times \text{知事が必要と認めた台数}$ (4) 簡易ベッド $51,400 \text{ 円} \times \text{知事が必要と認めた台数}$ (5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 $\text{知事が必要と認めた額} \times \text{台数}$ (6) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費 (ただし、(5)の整備は、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限るものとする。)	

